

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する
日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案に対する附帯決議

令和七年四月十五日

参議院外交防衛委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、今後、新たに円滑化協定が署名された際に、当該協定が本法第二条第一号に規定する円滑化協定に含まれることが想定される場合には、防衛省は、遅滞なく本委員会に報告すること。

右決議する。